

平成30年度公共事業事後評価に関する質問事項・回答書

委員名	泉 委員		
番号	H30-1	事業名	フォレスト・コミュニティ総合整備事業
地区名等	上十川大川原線		
<p>(質問等)</p> <p>事後評価調書、2. 事業完了後の状況―事後効果の発現状況のなかで、《その他の効果》として「問7 (利用目的)」が記載されています。一方、別紙(アンケート結果)「問6 (利用回数)」では、あまり利用していない・利用したことがないが80%です。林道開設により森林整備の効率化が図られたとしていますが、林業に係わる特定の人が利用しているのか、利用目的の説明とに違和感があります。</p>			
<p>【回答】 (林政課)</p> <p>① 「問7 (利用目的)」のアンケート結果から、「山の管理(植栽、伐採等)」と回答した方は7%となっていますが、本県では、森林所有者が自ら森林整備(植栽、伐採等)を行う「自伐林家」が殆どいないことが結果として表れたと考えています。</p> <p>② また、森林整備(植栽、伐採等)のため、当該林道を利用する方は、森林所有者から依頼(請負等)を受けた森林組合や林業事業体等が多く利用しているのが実態です。</p> <p>③ このことから、アンケートを実施した地元住民の方々は、森林整備と言うより、道路としての感覚が強く反映されたことが、利用目的と利用回数の数値に表れたものと推察しており、アンケート調査の設問に工夫が足りなかったと考えています。</p> <p>④ なお、問9-1【達成度】(事業目的)及び問9-2【達成度】(山仕事等への効果)において、「達成された」「おおむね達成された」と回答された方が、双方約60%以上だったことから、森林整備の効率化が図られたと判断したところです。</p>			

平成30年度公共事業事後評価に関する質問事項・回答書

委員名	南 委員		
番号	H30-1	事業名	フォレスト・コミュニティ総合整備事業
地区名等	上十川大川原線		
<p>(質問等)</p> <p>補足説明資料 便益項目 (B) (4)その他の便益 148→5の理由が、林道事業の評価対象外となった。 Q1:何故、対象外となったのか？ 末尾の補足説明 Q2:土砂流出防止効果、とは何か？</p>			
<p>【回答】 (林政課)</p> <p>Q1. 「通行安全確保便益」は、ガードレール・カーブミラー等の整備により、事故の減少、精神的な安定等その安全性が向上する便益であるが、経済的評価が必ずしも妥当であるとは言い難い面があること。 また、「環境保全確保便益」は、林道を整備する場合の間伐材の利用や動物との共存施設の整備など、循環型社会の構築や動物の生息環境の確保のために不可欠な施設であるが、経済的評価が困難な面もあること。 以上の理由から、路網の評価においては、これらの便益を対象外としています。</p> <p>Q2. 路網の整備によって、未整備区域の森林整備が促進されることにより、樹木の根系を発達させ、成長を促すことで水土保持機能が向上し、雨水流下に伴う浸食による表土の流出などを抑制する効果のことです。</p>			
番号	H30-2	事業名	海岸保全施設整備事業 (高潮対策事業)
地区名等	鰯ヶ沢漁港		
<p>(質問等)</p> <p>補足説明資料 2 費用対効果分析関係 便益項目 (B) (1)浸水防護便益 Q1:家屋1㎡当たりの評価額が増加する要因は何か？</p>			
<p>【回答】 (漁港漁場整備課)</p> <p>浸水防護便益の算定単価となる「家屋1㎡当たりの評価額」は、「治水経済調査マニュアル(案) 各種資産評価単価及びデフレーター (国土交通省水管理・国土保全局河川計画課)」による「青森県」の評価額を採用しています。 評価額は、「建築動態統計調査 (国土交通省)」の「木造 (非木造) 建築㎡当たり建築費用」を基に算出していることから、この建築費用が増加したことにより評価額が増加したものだと思われます。</p>			

平成30年度公共事業事後評価に関する質問事項・回答書

委員名	泉 委員		
番号	H30-3	事業名	県道改修事業
地区名等	主要地方道 むつ尻屋崎線 岩屋工区		
<p>(質問等)</p> <p>事後評価調書、2. 事業完了後の状況－事後効果の発現状況のなかで、グラフ-1 バイパス整備前後の走行速度が示され、走行速度が30km/hから60km/hに100%増加していると記載されています。これは、実際の交通量調査を実施して走行速度を計測したものののでしょうか。あるいは、単に、道路設計時の「設計速度」を記載したのでしょうか。仮に、道路設計時の「設計速度」を記載したのであれば、当然のことなので実際の発現効果としては、意味を持たないと思います。冬期間も同様と思います。</p>			
<p>【回答】 (道路課)</p> <p>ご指摘をふまえ、整備後の走行速度について道路交通センサスで実測された走行速度に修正しました。</p> <p>整備前の走行速度については実測した数値がないことから、現道の法定速度と、添付資料のように幅員が狭くすれ違いが難しい箇所やカーブが連続した住宅地を通過する区間があるなどの現地状況を勘案し、平均走行速度を30km/hとして記載しています。</p> <p>※写真参照</p>			

委員名	樺 委員		
番号	H30-3	事業名	県道改修事業
地区名等	主要地方道 むつ尻屋崎線 岩屋工区		
<p>(質問等)</p> <p>将来交通量の計測と実測値の間に大きな乖離が生じているので、費用便益分析に係る便益の算定基準について、(将来的に)見直しが必要だと思われる。</p> <p>便益項目に唐突に「観光便益」を入っているのは、公共事業再評価の観点からあまり望ましいこととは思えない。</p>			
<p>【回答】 (道路課)</p> <p>交通量については、平成17年および平成27年の道路交通センサスの交通量を基本として、平成42年時点の将来交通量を推計しています。資料についてもその旨を追記しました。</p> <p>観光便益については、これまでの再評価時点では、対象とした「尻屋崎」の入込客数がバイパス整備によりどの程度増加したか判断する事が困難だったことから計上していませんでしたが、バイパスの完成により整備前後の入込客数が比較できるようになったことから、今回改めて計上しました。</p>			



幅員が狭く、すれ違いが難しい区間



カーブが連続した住宅地を通過する区間

平成30年度公共事業事後評価に関する質問事項・回答書

委員名	大橋 委員		
番号	H30-3	事業名	県道改修事業
地区名等	主要地方道 むつ尻屋崎線 岩屋工区		
<p>(質問等)</p> <p>「観光振興に寄与した」という表現が再評価調書に見られますが、青森県では観光客増加と同義で用いて良いのでしょうか？</p> <p>資料によると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補足資料最下段には、開通後の年間平均の観光客増加の記載があります。 ・一般住民アンケートでは、道路整備による観光への期待と共に、旧道の酒店・飲食店への客数減への不安が記載されています。 ・観光関係者へのアンケートでは、事業の観光への効果は懐疑的であると読めます。 ・企業関係者へのアンケートでは、輸送コスト減少による効果の記載があります。 <p>ということが記載されており、観光に関して観光客数増加のみがわかると考えられません。一般に、トリップコストの減少は利用者の増加につながりますが、地域にお金が落ちるとは限りません。訪問が宿泊を伴うものから日帰りが変わったり、立ち寄っただけで滞在時間が減少して他地域でのみ消費されたりということが起きますが、観光に起因する諸々の消費額等の合計が正になったなどということはこの資料から読み取ることはできません。</p> <p>「観光振興に寄与した」のであれば、資料の追加が必要と考えられますし、そうでなければ観光客数が増加したとのみ記載しては如何でしょうか？</p>			
<p>【回答】（道路課）</p> <p>「観光に起因する諸々の消費額等の合計が正になった」ことについてはご指摘の通り確認できませんので、「観光客数の増加」という表記に修正いたします。</p>			